

令和6年2月  
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和6年2月14日 開会

令和6年2月14日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

# 令和6年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 目次

### ○会議録 [2月14日 (水)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 議案第1号から議案第8号まで一括議題 (滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例の制定について他7件)	4
閉会	1 1

令和6年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和6年2月14日

開会 午後2時35分

閉会 午後2時55分

令和6年2月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会 会議録

招集年月日 令和6年2月14日（水曜日）

招集場所 広域連合議会議場（大津市民会館 2階 小ホール）

会議に出席した議員（17名）

1番	佐藤健司	2番	和田裕行
3番	浅見宣義	4番	小西理
5番	橋川涉	6番	森中高史
7番	竹村健	8番	岩永裕貴
9番	栢木進	11番	中川義人
12番	小椋正清	13番	平尾道雄
14番	堀江和博	15番	西田秀治
16番	有村国知	17番	中島政幸
18番	寺本純二		

会議に欠席した議員（2名）

10番	生田邦夫	19番	久保久良
-----	------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	福井正明	副広域連合長	仁科芳昭
事務局次長	古川智一	管理監	池田征史
(兼会計管理者)		(兼業務課長)	
総務企画課長	奥野貫	業務課副参事	池田奈美
(兼会計課長)			

職務のため出席した者の職氏名

書記 二村めぐみ

## 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号から議案第8号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用  
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について他7件)

## 会議に付した事件

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号から議案第8号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用  
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について他7件)

## 議事の経過

開会 午後 2 時 3 5 分

(開会 開議)

○議長（岩永裕貴君） ただいまから、令和 6 年 2 月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 17 名、欠席議員は 2 名。欠席議員は、生田邦夫議員、久保久良議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長（岩永裕貴君） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により本職において指定いたします。

佐藤健司議員は 1 番に、中島政幸議員は 17 番に、寺本純二議員は 18 番に指定をいたします。

(日程第 2)

○議長（岩永裕貴君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 97 条の規定により、6 番 森中高史議員、7 番 竹村健議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長（岩永裕貴君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岩永裕貴君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

（日程第4）

○議長（岩永裕貴君） 日程第4、議案第1号から議案第8号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（福井正明君） はい、議長。

○議長（岩永裕貴君） はい、広域連合長。

○広域連合長（福井正明君） 本日は議員各位におかれましてはご参集の下で令和6年2月の滋賀県高齢者医療広域連合定例会を開催し、諸案件の審議をお願いすることにあたりまして、その概要説明を申し上げますとともに、諸般の報告をこの機会にさせていただきます。

まず、この機会に後期高齢者医療につきましては当広域連合における医療費の動向等についてご報告を申し上げます。

被保険者数は令和5年12月末現在で20万4,144人となり制度開始から約7万5百人余り増加し、昨年4月以降の期間に限定いたしましても人数で約5,600人、率にして約4.6%の増と高い伸びとなっており、今後1年程度は増加傾向が続くものと見込んでいるところであります。

また、令和5年度の1人当たりの医療給付費は対前年度比で約2.7%増と国を上回る高い伸び率を見込んでおり、引き続き医療費の動向に注視する必要があります。

次に標準システムの更改について申し上げます。

昨年来、国の開発遅延により標準システムの本格稼働が約1年延長となるなど多大なご心配ご迷惑をおかけしてまいりましたが、ようやく年末のプロポーザル審査を経てシステム調達業者を決定し、現在準備作業に取り掛かっているところであります。

今回の更改はクラウドサービスの利用を前提としたものであり、初期投資に経費を要する難点もございましたが、先に提示いたしました事業費から一定の経費抑制を図る見込みとなっております。

今後、市町の端末や回線整備などハード面を含めシステム運用についても皆様と連携

を図りながら作業を進めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、昨年12月の閣議決定により政令が公布され、全ての保険者において経過措置がございますものの、本年12月2日から現行の被保険者証について、マイナンバーカードを使ったマイナ保険証に一体化することとなっております。

マイナ保険証への一体化にあたりましては、周知広報に係る経費などを予算計上しており、市・町と連携しながら被保険者の皆様に混乱が生じることがないように必要な事務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日本議会議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第1号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございますが、本件につきましては、昨年の人事院勧告に基づき会計年度任用職員の給与等について、昨年4月に遡り遡及適用するため、本職に専決処分の協議がございました。

しかしながら、県内各市町の遡及適用の状況はご承知のとおり様々でありましたことを踏まえ、また、当広域連合は県内各市・町で構成し運営していることを勘案し、専決処分としての遡及適用は致さないと判断致したところであることをあらかじめ申し添えさせていただきます。

その上で、本件にかかる主な改正内容は、次の2点でございます。

1点は、滋賀県人事委員会勧告に基づく滋賀県職員の給与改定に準じ会計年度任用職員の期末手当の支給割合を変更するとともに、新たに勤勉手当の制度を導入するものでございます。

2点目は、保健事業を担当する専門事務職の人材確保が困難な状況にある中、滋賀県職員の取扱いに準じ、医療専門職の基本報酬の上限額を改めるものでございます。

次に、議案第2号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてでございますが、本件に関する主な改正内容は3点ございます。

まず、1点目は保険料率の改定についてであります。

令和6年度並びに令和7年度の第9期におきましては、全世代対応型の持続可能な社

会保障制度を構築するため、後期高齢者医療制度が出産一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入や、あるいは現役世代の負担上昇を抑制するための高齢者の保険料負担割合の見直しが行われるなど、国による制度改正の影響を大きく受ける見込みとなっております。

また、団塊の世代が75歳に到達することにより、被保険者数の増加や医療の高度化などに伴う1人当たりの医療費の増加も見込まれます。

そのため、今回の保険料率の算定にあたり、保険料上昇を抑制するため、決算剰余金のほぼ全額を活用するほか、保険料収納リスク等に備えるための県財政安定化基金への拠出など、保険財政運営の健全性にも配慮してまいったところであります。

この結果、被保険者均等割額を46,160円から48,604円と改め、所得割率を8.70%から9.56%へと改定する一方で、一定所得以下の被保険者に対する所得割率の激変緩和措置などを講ずるものでございます。

2点目は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴いまして、賦課限度額を66万円から80万円へと改める一方、激変緩和措置として令和6年度は73万円に改正するものでございます。

3点目は、均等割額の増加に配慮するため、保険料の賦課総額に出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を加えるものの、均等割賦課総額にかかる割合を減じる措置を講ずるものでございます。

被保険者の皆様にご負担をお掛けすることになりますが、何卒皆様のご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第3号は滋賀県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の作成についてでございますが、地方自治法第291条7の規定に基づき広域計画を作成しようとするものであり、現行の計画が今年度末に計画期間の終了を迎えることから、第5次広域計画を作成しようとするものであります。

基本理念や基本方針はこれまでの計画を踏襲した上で、高齢者の誰もが滋賀の地域で安心して健やかに暮らすことができる健全で円滑な医療制度の運営を目指し、安定的な財政運営に努めますとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施など、市・町と緊密に連携、協力して保健事業に取り組むものとして、滋賀県医療費適正化計画との整合

を図り、令和6年度から6年間の計画案を取りまとめたところでございます。

次に、議案第4号の令和5年度一般会計補正予算案につきましては、各事業についてこれまでの執行状況等を精査したことなどによりまして、1,798万2,000円を減額するものでございます。

次に、議案第5号の令和5年度特別会計補正予算案につきましては、保健事業をはじめとする各事業について、これまでの執行状況等を踏まえ2億2,753万8,000円を減額するものでございます。

次に、議案第6号の令和6年度一般会計当初予算案では歳入歳出総額は1億6,410万8,000円であり、主な内容といたしましては、地域特性を生かした健康づくり事業への支援や健康診査推進事業、重複頻回受診者訪問指導事業に要する経費を計上し、高齢者の健康寿命の延伸や医療費の適正化を目指し、引き続き市町と協力して事業を推進してまいりたいと考えております。

次に議案第7号の令和6年度特別会計当初予算案につきましては、歳入歳出総額を1,901億2,867万8,000円で、令和5年度と比較し106億6,115万5,000円、率にして5.9%増と見込んでいるところであります。特別会計の大半を占める保険給付事業につきましては、被保険者数や1人当たりの医療給付費の伸びを勘案し、1,880億4,127万5,000円を計上し、対前年度比5.8%増を見込んでいるところであります。

次に保健事業では、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業に要する費用として5億842万円を計上しておりまして、市町との連携をさらに深め、全市町で着実に事業が実施されるよう取り組んでまいります。

なお、医療費の適正化に関する事業につきましても引き続き取り組み、後期高齢者医療制度の適正な運営に努めてまいり所存であります。

最後に、議案第8号は専任副広域連合長である仁科芳昭副広域連合長が本年3月をもって任期満了となることに伴いまして、その後任として吉田和司さんを令和6年4月1日付けで副広域連合長に選任しようとするものであり、吉田氏は健康福祉行政分野でのご経験も豊富で識見も高く適任であると考えておりますので、ご同意を賜りますようお願いをするものであります。

なお、仁科副広域連合長におかれましては本当に長年にわたりまして本県の後期高齢者医療制度の拡充発展にご尽力を賜り、この場をお借りしまして高席からではございますがそのご労苦に対しまして、深く感謝をいたしますとともに、心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

まだ任期は3月末まででございますけれども、以上8件の議案につきまして、御審議いただきますようお願い申し上げます。議員各位におかれましては、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩永裕貴君） それでは、これより質疑に入ります。

まず、議案第1号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第1号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより、採決を行います。お諮りいたします。

議案第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第2号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第2号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決さ

れました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第3号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第3号「滋賀県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の作成について」は、原案のとおり、決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第4号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第4号「令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第5号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第5号「令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第3号」は、原案のとおり、決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第6号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第6号「令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第7号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第7号「令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり、決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第8号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第 8 号「滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を  
求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第 8 号は原案のとおり同意する  
ことに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 6 年 2 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会い  
たします。

閉会 午後 2 時 5 5 分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

令和6年2月14日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

岩 永 裕 貴

署 名 議 員

森 中 高 史

署 名 議 員

竹 村 健